

## 科学技術国際交流援助募集要領 応募・審査関係 FAQ

(質問1) 提案書の書式を電子データで頂けますか？

(回答1) 財団事務局にご連絡頂ければ、電子データをお送りします。

なお、ご提出いただく申請書および計画書は国際交流の態様によって異なります。活動内容に該当する書式(様式1、2、3のいずれか)をお知らせください。

(質問2) 国際交流計画書の記載について教えてください。

(回答2) 申請する各国際交流の態様で示す項目を記述ください。

また、国際交流に関する予算については、当財団以外の組織への援助(助成)金申請の有無(有の場合は、その組織の名称・時期・金額)、当該国際交流計画全体の所要経費の費目及び積算を記載ください。併せて援助を希望される予算についてはその予算積算の裏付けとなる書類を添付してください。研究集会等開催の場合は、開催に係わる全体予算(収支)計画を示してください。

(質問3) 特定の組織に所属していない個人での申請は可能ですか？

(回答3) 組織に所属していない個人の申請は認めておりません。募集要領の「2. 応募者の資格」記載の団体に所属する研究者又は技術者(常勤でない場合も可)として申請下さい。

(質問4) 企業に所属していますが、申請は可能ですか？

(回答4) 募集要領「2. 応募者の資格」に記載されているように、応募者は、

- (1) 大学(大学共同利用機関を含む)及び高等専門学校
- (2) 国公立の研究開発法人等の科学技術調査研究組織
- (3) 学協会等公益的な調査研究団体
- (4) その他当財団理事長が前号に準ずると認めた団体に所属する研究者・技術者とされています。

従って、企業に所属する者としての申請は認めておりません。ただし、企業に所属する者が学協会等公益的な調査研究団体の役員や調査委員会等の委員の資格で申請することは可能です。なお、この場合、経理処理はその調査研究団体において行って頂くことになります。

(質問5) 比較的小規模な国際研究集会等とはどういう規模を指しますか？

(回答5) 開催費用が原則3,000万円までの国際研究集会等を指します。

なお、申請書および分野、参加者数、参加国・地域数等を総合的に考慮し援助の可否を判断します。

(質問6) 申請の時期はいつでもよろしいですか？

(回答6) 申請は随時受け付けますが、内容の調整、財団内部での手続きなどのため、遅くとも科学技術国際交流の開始の3か月前までに申請してください。

(質問7) 援助の決定は、どのように連絡頂けるのでしょうか？援助金はどのように支払われるのでしょうか？

(回答7) 援助の決定は、当財団の審査方法に従って行い、決定後速やかに(1週間以内に) 諾否及び援助金額を文書で通知します。援助金は決定通知後、所属機関からの請求に基づき指定口座に振込みます。

なお、経理処理は所属機関の経理部門で行ってください。

(質問8) 援助を受けた場合には、どのような義務がありますか？

(回答8) 科学技術国際交流の終了後、2か月以内に所定の終了報告書(会計報告付)を提出して頂きます。(記載内容については、国際交流計画書に応じて各項目に対する結果、当該国際交流により得られた成果等を記載ください。詳細はご相談ください。)

以上